

届出に必要なもの



- 届出書(2通)
- 衛生証明書
(輸出国政府機関発行のものに限る)
- 届出者の身元確認書類
- 航空運送状の写し
(手荷物の場合は不要)
- 微生物検査の結果書
(高度な衛生管理のなされたげっ歯類のみ)

ハムスター、リスなどの げっ歯類を持ち込む方への注意

渡航者が海外において自宅で飼育していたペット、海外のペットショップにおいて購入したペットを日本に持ち込む際にも届出の対象となりますが、これらのペットについては、届出の際に添付書類として必須の「輸出国政府機関発行の衛生証明書」の取得ができないと考えられますので、基本的に日本に持ち込むことはできません。

(げっ歯類については、衛生証明書において必要とされる証明内容として、「**輸出国政府機関が指定した保管施設において、出生以来保管されていたこと**」を求めています。一般家庭で飼育していた場合には、通常、指定が受けられません)

詳しい情報につきましては、
こちらをご覧ください

ホームページ:動物の輸入届出制度について
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou12/index.html>
<http://iaa.keneki.jp/>

主な問い合わせ先

成田空港検疫所(輸入動物管理室)
TEL:0476-32-6708 FAX:0476-32-6725
名古屋検疫所中部空港検疫所支所(検疫衛生課)
TEL:0569-38-8192 FAX:0569-38-8194
関西空港検疫所(輸入動物管理室)
TEL:0724-55-1298 FAX:0724-55-1299
福岡検疫所福岡空港検疫所支所(検疫衛生課)
TEL:092-477-0207 FAX:092-477-0209

上記以外の空港を管轄する検疫所については
以下のウェブサイトを参照してください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou12/index.html>

海外から動物を 持ち帰る方へ

— 動物の輸入届出制度 —

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定に基づき、国内における輸入動物を原因とする人の感染症の発生を防止するために実施するものです。

届出の要件を満たさない場合、その動物を、持ち出し国に返送するか、殺処分することとなりますのでご注意ください。

届出の対象となる主なペット

哺乳類

- ・フェレット
- ・ハムスター
- ・モルモット
- ・リス etc.



(注) 犬、猫は対象ではありません。
動物検疫所に問い合わせてください。

鳥類

- ・オウム
- ・インコ
- ・鳩
- ・文鳥 etc.



高病原性鳥インフルエンザの発生している
国・地域からは持ち込めません。

(注) 魚類、両生類、は虫類、昆虫は対象外です。

厚生労働省 検疫所